あなたの力を消費者被害防止に役立てませんか？

和歌山県消費生活サポーター大募集！

和歌山県では、消費者トラブルの未然防止・拡大防止のために地域で見守り活動をしていただくボランティアの方を「和歌山県消費生活サポーター」として登録し、現在約２５０名の方に活動いただいております。

今年度も下記のとおり「令和８年度和歌山県消費生活サポーター養成講座」を開催し、新たに消費生活サポーターとして登録いただける方を募集します。

STEP1 消費生活サポーター養成講座を受講 ▶ **STEP2** 消費生活サポーターに登録 ▶ **消費生活サポーターとして活動！**

消費生活サポーターの主な活動

◆ 地域内で消費者被害防止のための啓発活動を行う。

◆ 消費者トラブルに遭った可能性がある地域住民に対し、消費生活相談窓口を紹介する。

開催日時場所

各会場30名

① 和歌山会場
日時：令和８年９月１５日（火）
１３時３０分～１５時３０分
場所：和歌山県消費生活センター　研修室
（和歌山市手平２丁目１－２県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛 ８階）

② 田辺会場
日時：令和８年９月１６日（水）
１３時３０分～１５時３０分
場所：西牟婁総合庁舎１階　１－Ｂ会議室（田辺市朝日ヶ丘２３－１）

③ 日高会場
日時：令和８年９月２９日（火）
１３時３０分～１５時３０分
場所：日高総合庁舎別館２階　大会議室Ａ・Ｂ（御坊市湯川町財部６５１）

対象者

和歌山県内に在住、もしくは通勤通学している、地域での見守り活動や消費者被害の未然防止に意欲がある１８歳以上の方

内容

「契約の基礎知識」
「事例から学ぶ！よくある消費者トラブル」
「和歌山県消費生活サポーターの活動概要説明・登録受付」

申込方法	「申込書」を郵送・FAX・メールのいずれかで下記の申込先へ送付（送信）してください。 「申込書」は、和歌山県消費生活センターホームページ（https://www.wcac.jp/）からダウンロードできます。
申込期限	令和８年９月４日（金）
申込先	和歌山県消費生活センター 【住 所】〒６４０－８３１９ 和歌山市手平２丁目１－２ 県民交流プラザ・和歌山ビッグ愛８階 【電 話】０７３－４３３－０２４１ 【ＦＡＸ】０７３－４３３－３９０４ 【e-mail】e0313011@pref.wakayama.lg.jp

和歌山県消費生活サポーター養成講座申込書

申込日：令和８年　　月　　日

ふりがな		
氏　　名		
住　　所	〒	
電話番号		
職業又は所属団体		
受講希望会場 ①～③のいずれかに○をつけてください。		①【和歌山会場】令和８年９月１５日（火） 和歌山県消費生活センター　研修室 （和歌山市手平２丁目１－２　和歌山ビッグ愛８階）
		②【田辺会場】令和８年９月１６日（水） 西牟婁総合庁舎１階　１－Ｂ会議室 （田辺市朝日ヶ丘２３－１）
		③【日高会場】令和８年９月２９日（火） 日高総合庁舎別館２階　大会議室Ａ・Ｂ （御坊市湯川町財部６５１）